

岡山市認知症ピアサポート活動支援事業業務委託仕様書（案）

1 件名

岡山市認知症ピアサポート活動支援事業業務委託

2 目的

認知症と診断された直後等で今後の生活の見通しなどに不安を抱えている人に対し、認知症当事者によるピアサポート活動を実施し、精神的な負担の軽減を図ることで、安心して暮らし続けられる地域づくりを進めるとともに、これらの取組を通じて、認知症当事者も地域を支える一員として活躍することで社会参加の促進を図ることを目的とする。

3 用語の定義

(1) ピアサポート

同じような立場や境遇、経験等を有する認知症の人による相談や傾聴、情報交換等による支え合いのこと。

(2) ピアサポーター

認知症の診断を受けた当事者で、相談支援を希望する他の認知症の人の話を聴き、相談に乗り、自分自身の経験を話すこと等で心理面、生活面での支援をする者のこと。

(3) コーディネーター

ピアサポート活動ができる人材発掘を行い、ピアサポーターと相談支援を希望する認知症の人との関係づくりを支援する者のこと。

4 利用対象者

当事業の利用対象者は、岡山市内に居住地を有する認知症の人で、ピアサポーターによる相談支援を希望する者とする。

5 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

6 履行場所

岡山市内において利用者からの相談受付及び相談等できる場所とする。

相談場所は、受託者の事務所、利用者宅等、その他利用者が気軽に訪れることができ、プライバシーを確保できる場所であること。

7 委託業務内容

受託者は認知症当事者によるピアサポート活動を実施するため、以下のとおり(1)から(6)の内容を実施すること。

(1) コーディネーターの配置

コーディネーターとして次の業務ができる人員を配置すること。

- ①ピアサポート活動ができる人材の発掘、確保
- ②ピアサポーターのピアサポート活動の支援
- ③ピアサポート活動の利用を希望する認知症の人やその家族等との連絡及び調整
- ④ピアサポーターと一緒に相談支援の事前準備及び相談支援後の振り返りの実施
- ⑤個別相談前後における事業利用者の心身の変化の把握

(2) ピアサポーターの確保

相談場所で、支援者としてピアサポート利用者からの心理面、生活面での不安を聴き取り、自分自身の経験を話すこと等の相談支援を行えるピアサポーターを確保すること。

認知症当事者に負担がかからないよう、ピアサポーター2名以上から構成されるチームを編成すること。

ただし、事業開始後、ピアサポーターのやむを得ない事情等により、ピアサポーターが1名以下となる場合は、業務遂行に支障が生じないよう必要な対策を講じること。

(3) ピアサポート活動が実施できる環境の確保

相談スペース及び必要設備の確保等、安心してピアサポート活動ができる環境を確保すること。

(4) 個別相談会が開催できる体制整備

個別相談会等の開催頻度や開催場所、連絡調整方法等はピアサポーターによる相談支援を希望する認知症の人が利用しやすい方法等を検討して取り組むこと。

(5) 認知症ピアサポート活動の周知

認知症の人やその家族等の利用が促進されるように周知方法を検討して取り組むこと。

(6) 地域包括支援センター等の関係機関との連携

必要に応じ、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、医療機関等と連携をとり、ピアサポート活動の利用希望者の情報共有及びピアサポート活動を利用した認知症の人が希望すれば適切なサービスにつなげることができる体制を整えること。

8 委託料の支払い

委託料は、完了払いとする。

9 事業計画書の提出

(1) 受託者は、委託業務の実施にあたり、委託契約締結後、速やかに「認知症ピアサポート活動支援事業実施計画・変更計画書」(別紙1)及び委託料の経費内訳書を高齢者福祉課に提出すること。

(2) 受託者は、天災事変その他感染症等によりやむを得ず事業計画を変更する場合は、変更内容を記載し、「認知症ピアサポート活動支援事業実施計画・変更計画書」(別紙1)を高齢者福祉課に提出すること。

10 実施報告書の提出

(1) 受託者は、委託業務完了後、次に掲げる実績報告書等を高齢者福祉課に提出すること。

ア 完了通知書

イ 「認知症ピアサポート活動支援事業実施報告書」(別紙2)

ウ 本事業の普及啓発で作成した媒体、その他配付物

11 苦情対応および事故発生時の対応等

(1) 受託者は、利用者の苦情に対し、迅速かつ丁寧な対応により、円満な解決を図るように努め、必要に応じて高齢者福祉課に報告すること。

(2) 受託者は、利用者に対するサービスの提供に関して、受託者の責に帰すべき事由により事故が発生した場合は、利用者に対して損害賠償等を速やかに行うものとし、その経過及び結果を高齢者福祉課に書面で報告すること。

12 秘密の保持

(1) 受託者は、契約書作成に合わせて、個人情報保護法に基づく市の保有する個人情報の取り扱いに関する覚書を締結すること。

(2) 受託者は、業務上知り得た個人の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしてはならない。委託契約解除後も同様とする。

13 留意事項

- (1) 宗教活動、政治的活動、特定の思想、信条を広める活動をしないこと。
- (2) 公正・中立な立場での運営を行い、特定の法人等が実施するサービスのみ偏った情報提供を行わないこと。

14 その他

- (1) 受託者は、本仕様書に基づき、誠実に業務を行うこと。
- (2) 本業務に従事する職員は、他の事業との経費を明確に区分することを条件に、他の職務に従事することは差し支えない。
- (3) 本事業に係る利用料については無料とする。
- (4) 認知症当事者の社会参加の促進を図るため、配置を決定したピアサポーターに対し、報償費を払うことは差し支えない。
- (5) 受託者は、事業の執行及びその収支について、一切の状況を明らかにする帳簿その他の関係書類を整備し、当該事業完了の日の属する年度の終了後、少なくとも5年間はこれを保存すること。
- (6) その他、本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて、高齢者福祉課と協議すること。